

「第1種・第2種衛生管理者試験」法改正情報

衛生管理者試験にかかわる主な改正点は、以下の通りです。

時間外労働の上限規制

時間外労働時間の上限が原則、月45時間、年間360時間と法律で規定されました。

改正前	改正後
時間外労働の上限は、限度基準告示に基づく（罰則なし）	時間外労働の上限が、法律により規定される（罰則付き） 臨時的な特別な事情がある場合は、単月100時間、年間720時間まで。時間外労働45時間を超えることが許されるのは6か月が限度。複数月の平均を80時間以内に抑えなければならない
医師による面接指導の対象となる、長時間労働者の要件 週40時間を超える労働が1月あたり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者	医師による面接指導の対象となる長時間労働者の要件 週40時間を超える労働が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者

年5日の年次有給休暇の確実な取得の義務付け

年次有給休暇が10日以上付与される労働者を対象に、年5日、年次休暇を労働者に取得させることが義務付けられました。

改正前	改正後
年次有給休暇を取得させる義務はなし	年次有給休暇を取得させる義務有り（罰則付き）

フレックスタイム制の清算期間の延長

フレックスタイム制の清算期間の上限が1か月から3か月に延長されました。

改正前	改正後
清算期間は1か月。労働時間の超過月は割増賃金が支払われるが、労働時間の短い月は欠勤扱いとなり賃金が控除されていた	清算期間が3か月に延び、月をまたいだ労働時間の調整が可能に

情報機器ガイドラインの制定

「IBVDTガイドライン」が廃止され、新たに「情報機器ガイドライン」が制定されました。内容に大きな変更はありませんが、以下の用語変更が行われています。

改正前	改正後
VDT作業	情報機器作業
単純入力型および（または）拘束型に該当するVDT作業	情報機器作業
VDT作業健康診断	情報機器作業における特殊健康診断

特定化学物質障害予防規則等の改正

特定化学物質障害予防規則等の一部が改正され、金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームは、特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられました。

※金属アーク溶接等作業は、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。（令和4年4月1日から施行）

石綿障害予防規則の改正

石綿障害予防規則が改正され、石綿等を取り扱い又は試験研究のために製造する事業者が事業を廃止する際、所轄労働基準監督所長に提出する書類が変更されました。

改正前	改正後
「常時作業に従事した労働者について、氏名、従事した作業の概要、従事した期間、著しく汚染される事態が生じた際の概要及び応急措置の概要等の記録」	「常時作業に従事した労働者について、氏名、従事した作業の概要、従事した期間、作業の事前調査の結果の概要ならびに作業計画による作業の記録の概要、著しく汚染される事態が生じた際の概要及び応急措置の概要等の記録等」

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の制定

高橋書店

「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」が廃止され、新たに「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が制定されました。

〇各施設と対策

区分	対策
●第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設 学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など	敷地内禁煙 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる
●第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設および喫煙目的施設以外の施設（個人の自宅やホテルなどの客室などの人の居住の用に供する場所は適用除外） 事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所など	原則屋内禁煙 喫煙を認める場合、喫煙専用室などの設置といった「空間分煙」が必要である
●喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙する場所を提供することを主たる目的とする施設 公衆喫煙所、店内で喫煙可能なたばこ販売店、喫煙を主たる目的とするバーやスナックなど	施設内で喫煙可能

※屋外や家庭など…喫煙を行うときは、周囲の状況に配慮する。

〇事業者は、喫煙専用室を設置しようとするときは、次の事項を満たすこと。

- ①技術的基準に適合すること。
 - ①喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の流れが0.2m/s以上であること。
(注) 室外から室内に流入する空気の流れはおおむね3か月以内に1回、定期的に測定すること。
 - ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - ③この煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- ②喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に次の事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- ③喫煙専用室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない。

〇事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者等、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと。
〇事業者は、20歳未満の者を喫煙専用室等の喫煙可能な場所に立ち入らせることが禁止されている。また、喫煙専用室等の清掃作業等、喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること。

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の改正

国際的な動きや近年の安全衛生上の課題を踏まえて、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が改正されました。

●労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

※機械、設備、化学物質等による危険または健康障害を防止するために事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

①安全衛生方針の表明

事業者は安全衛生方針を表明し、労働者および関係係人その他の関係者に周知させるものとする。

②危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置

事業者は危険性または有害性等の調査する手順を定め、この手順に基づき調査を行う。また、調査の結果に基づき労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を決定する手順を定め、この手順に基づき実施する措置を決定する。

③安全衛生目標の設定

事業者は安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定し、一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、労働者および関係係人その他の関係者に周知するものとする。

④安全衛生計画の作成、実施、評価および改善

事業者は安全衛生目標を達成するために、事業場における危険性または有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

●システム監査とは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査および評価をいう。

『1回で受かる！ 出るとこだけ！！ 第1種・第2種衛生管理者テキスト』法改正情報

法改正関連ページ

関連するページ	項目と該当箇所		変更前	変更内容
108, 128, 129, 130	VDT作業及びVDT	右の用語を変更	VDT作業 「単純入力型」及び「拘束型」の作業においてVDT作業	情報機器作業 情報機器作業 情報機器作業における特殊健康診断
112	労働衛生(有害業務以外)	感染症対策の追加	<p>①感染の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 身の回りに住む微生物等が病気を起こす力を病原性と呼び、病原性が人間の抵抗力よりも強くなった場合に感染が成立する 症状が現れるまでの者は、保菌者（キャリア）と呼ばれ、感染したことに気が付かず病原体をばらまく感染源になることがある 日和見感染：人間の抵抗力が非常に弱い場合に、普段、多くの人には感染しない菌によって病気を発症すること 不顕性感染：感染が成立したものの、症状が現れない状態が継続すること <p>②感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 接触感染：直接、感染源と接触することによって感染する *はしか、水ぼうそうなどは接触感染が生じやすい 飛沫感染：感染源の人が咳やくしゃみをして、唾液に混じった微生物が飛散して感染する。飛沫は空気中に浮遊し続けることはない *代表例はインフルエンザ、普通感冒（風邪）など 空気感染：微生物を含む飛沫の水分が蒸発し、5μm以下の小粒子として長時間空気中に浮遊して感染する。*結核、はしか、水ぼうそうなどは空気感染することがある <p>③様々な感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核：初期には風邪のような症状がみられるが、2週間以上咳や痰、微熱や倦怠感がある インフルエンザ：A型B型C型があるが、流行するのはA型とB型である 	
135, 136	労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について		削除	「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に差し替え P136は問題削除
166	特定化学物質障害予防規則等の改正	「第2類物質」	「溶接ヒューム」を追加 ※溶接ヒュームを取り扱う作業については、令和4年4月1日より作業主任者の選任が義務づけられる	

関連するページ	項目と該当箇所		変更前	変更内容
187	石綿障害予防規則の改正	事業を廃止する際、所轄労働基準監督所長に提出する書類	「石綿関係記録等報告書」 「作業環境測定記録」 「常時作業に従事した労働者について、氏名、従事した作業の概要、従事した期間、作業の事前調査の結果の概要ならびに作業計画による作業の記録の概要、著しく汚染される事態が生じた際の概要及び応急措置の概要等の記録等」 「石綿健康診断個人票」	
190	労働基準法の改正	時間外労働の制限	(労基法36条1項)	(労基法36条6項1号)
203, 204	産業界による定期巡視		※事業者の同意の上、衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果の他、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業界に提供することとした情報が毎月1回以上、産業界に提供されている場合は2月に1回とする	
206	衛生委員会の開催等		事業者は委員会での重要な議事の記録を作成し、3年間保存しなければならない。	事業者は委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。 ・委員会の意見およびその意見を踏まえて講じた措置の内容 ・上記のほか、委員会における議事で重要なもの
214, 215	労働基準法の改正	医師による面接指導	医師による面接指導の対象となる労働者の要件は以下の通り ・休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、1か月当たり100時間を超えること ・疲労の蓄積が認められるものであること	医師による面接指導の対象となる労働者（研究開発業務者を除く）の要件は以下の通り ・休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、1か月当たり80時間を超えること ・疲労の蓄積が認められるものであること
219, 221		フレックスタイム制	…なお、この労使協定は、労働基準監督署長に届け出る必要はない。 労使に定める条項③ 清算期間	…なお、清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を定める労使協定は、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。 労使に定める条項③ 清算期間（3か月以内の期間に限る）